

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

## 証 拠 説 明 書 3 (甲 A 号証)

2022 (令和4) 年3月18日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

ほか

号証 (甲)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 A167 の 2	書籍『1945 年のクリスマス』(抄本)	写し 2016.6.30	ベアテ・シ ロタ・ゴー ドン (構 成・文=平 岡磨紀子)	GHQ民生局のベアテ・シロタ・ゴードンの起草によるいわゆるシロタ草案18条の規定内容。憲法24条1項の「両性の合意のみに基いて」との規定に対応する部分が、シロタ草案では、「親の強制ではなく相互の合意に基づき」とされていたこと。(184頁~185頁)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

甲A192	『最高裁判所判例解説民事篇平成27年度(下)』(抄本)	写し	2018.6.1	加本牧子	再婚禁止期間違憲判決の調査官解説が「婚姻をするについての自由」について、「意思決定の自由という事柄の性質に照らし、その背後には憲法13条が基盤とする国民の自由・幸福追求の権利があると観念することができるように思われる」と整理していること(669頁)。
甲A193	書籍『立憲主義と日本国憲法〔第4版〕』(抄本)	写し	2017.3.30	高橋和之	憲法の各条項は、個人の尊厳を出発点として、ひとりひとりが「個人として尊重」(憲法13条前段)されるために不可欠と判断されたが故に、法律でも破れない権利・規範として憲法に規定されていること(144頁)。
甲A194	書籍『ブリッジブック憲法』(抄本)	写し	2002.12.10	横田耕一・高見勝利編	憲法の解釈は、単に憲法上の文言の辞書的意味を明らかにすればよいというものではなく、当該条項が個人の尊厳の原理といかなる関係に立ち、人が個人として尊重されるためになぜ憲法上の権利とされるに至ったのかを十分にふまえる必要があり、条項中の文言が持つ意味も、憲法がその条項に全体として何を託し、その文言は其中でどのような役割を託されているのかをふまえて解釈する必要があること(10

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

					4頁)。
甲 A195	意見書『憲法理論からみた同性婚の考察』	写し	2022.2.1	渋谷秀樹	<p>・ 憲法解釈の方法として、非原意主義（裁判所が憲法解釈を行うに際しては、憲法の条文、制憲者の意思、憲法の構造を超越して基本理念の実現を図ることが正当化されるとする立場）が有力と評されていること。また、その理由として、基本理念に照らして、憲法の条文を解釈し、その解釈に抵触する法律の条項にも解釈または立法によって修正を施していくのが、合理的で正義にかなった結論を導き出すことができることが挙げられていること（6頁）。</p> <p>・ 異性婚のみを法的に認める日本の民法および戸籍法の婚姻をめぐる諸条項は、その内容を肯定し支える立法事実が失われた以上、今やその合理性を支える基盤を失い、同性婚の保障は日本においても義務付けられる時期が訪れていること（13頁）。</p> <p>・ 渋谷教授は、従前、「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは憲法の文言上困難である」としていたが、本意見書をもって上記見解の誤りを確認し、次回改訂では、</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

					<p>上記記載を「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」と改める予定であること(15頁)。</p> <p>・渋谷教授が従前「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは憲法の文言上困難である」との記述を行っていた(『憲法』〔第3版〕463頁・乙13)のは、「異性間の関係だけが法的保護に値し同性間の関係は保護に値しない劣ったものとする社会通念を科学の面から支えていた精神医学と心理学において……知見の変更があったことを不覚にも知ら」なかつたことを理由とすること(15頁)。</p>
甲 A196	『憲法〔第六版〕』(抄本)	写し	2015.3.5	芦部信喜・高橋和之	憲法の人権規定は、人間の尊厳に由来するものであって、人権が、人が人であるという理由のみで認められるものであること(80頁)。
甲 A197	演習憲法<法学教室選書>	写し	1982.11.10	芦部信喜	20世紀に入ってからとくに送り手と受け手の分離が顕著になり、受け手の立場から言論・表現の自由の概念を再構成する必要が大きくなったことなどから、知る権利概念の登場が促されたこと(113頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

甲 A198	第 1 9 3 回国 会参議院予算 委員会会議録 第 1 号 (抄本)	写し	2017.1.30	参議院予 算委員会	政府答弁において、憲法 2 4 条 1 項の 「婚姻は、両性の合意のみに基いて」と の規定の趣旨について、明治憲法下で は婚姻する本人の意思ではなく家長等 の意思決定に基いて婚姻が成立する という制約があったものを取り外すため に、敢えて「両性の合意のみ」と明記し たものであると考えられる旨が述べら れていること (9 頁)。
甲 A199	書籍『注釈日本 国憲法(2)』(抄 本)	写し	2017.1.30	長谷部 恭 男編 (川岸 令和執筆 部分)	・憲法制定会議の審議において、法律 上同性の者どうしの婚姻を禁止すべき かが議論されることはなく、主に伝統 的な家族制度が維持されることになる のかが論点となったこと (4 9 8 頁)。 ・同書は、「個人の尊厳を重視した婚 姻の自由の観点からは同性婚の否定は 望ましいことではないであろう。」と 述べており (5 0 9 ~ 5 1 0 頁)、同 性婚が憲法上保障されることが望まし いとの立場を示していること。
甲 A200	『概説憲法コ ンメンタール』	写し	2018.6.20	辻村みよ 子・山元一 編 (糖塚康 江執筆部	・現行憲法 2 4 条が、シロタ原案 1 8 条→GHQ 草案 2 3 条→日本政府案 2 2 条をたどり、現行の規定になったこ と (1 5 3 頁~1 5 4 頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

				分)	
甲 A201	書籍『新・コンメンタール憲法(第2版)』(抄本)	写し	2019.6.25	木下智史ほか(木下智史執筆部分)	同上
甲 A202	「私の考える憲法 国会オンライン化は可能 東北大名誉教授 辻村みよ子氏」と題する記事	写し	2021.5.3	株式会社日本経済新聞社	憲法学者辻村みよ子東北大名誉教授が、日経新聞のインタビューに答えて、同性婚に関し、憲法24条1項の『両性』は男女の夫妻に限らないというのが今では多数説となっている」と述べていること。
甲 A203	書籍『憲法を読み解く』(抄本)	写し	2021.5.31	渋谷秀樹	渋谷秀樹立教大学名誉教授が、その著書において憲法24条1項に関し、「真摯な意思をもって」共同生活を営もうとする同性カップルが現に存在し、それを多数派が否定するのは個人の尊重に反するとの見解を表明していること(70頁)。
甲 A204	長谷部恭男＝木村草太「[座談会] 憲法を使いこなす」Law and practice	写し	2015	長谷部恭男ほか	・長谷部恭男教授は、憲法24条と(法律上の)同性間の婚姻との関係について「強い意見を持っていません」と述べており、上記記述をもって「現時点で、憲法が同性婚を異性婚と同程度に保障しなければならないと命じて

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

	c e 9号(2015年)				<p>いるわけではないとの理解が大方」であることを基礎付けることはできないこと(19頁)。</p> <p>・長谷部恭男教授が同性どうしの親密な関係に対して憲法上の保護が及ぶべきことを示唆している事実(19頁)。</p>
甲 A205	書籍『日本国憲法成立史第三卷』(抄本)	写し	1994.6.10	佐藤達夫(佐藤功補訂)	<p>GHQ草案に基づく「3月2日案」の起草及びGHQ側との折衝に携わった佐藤達夫により、GHQ草案23条の「婚姻ハ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ」という点が「3月2日案」37条で「婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ」と改められたことについて、「表現を改め[た]」ものであると説明されていること等(122頁)。</p>
甲 A206	書籍『逐条日本国憲法審議録』(抄本)	写し	1962.7.30	清水伸編	<p>口語化憲法改正草案22条で「両性の合意に基いてのみ」とされていた点が、帝国憲法改正案22条で「両性の合意にのみ基いて」とされ、「のみ」の位置が修正されたことについて、議会審議において、戸主や親権者の同意を要するという制限を排して両性の合意により婚姻を成立させようとする趣</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

					旨を変更するものではないとの説明が なされていること (481頁)。
--	--	--	--	--	---------------------------------------